

障害児福祉手当障害程度表

令別表第2

根拠	内容	障がい程度	
令 第1条 第1項	右の第1号から第10号までのうちいずれかに該当するもの (令別表第1)	1	両眼の視力の和が0.02以下のもの
		2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
		3	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
		4	両上肢のすべての指を欠くもの
		5	両下肢の用を全く廃したもの
		6	両大腿を2分の1以上失ったもの
		7	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
		8	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
		9	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		10	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの